

○税制改正により保険料の所得段階が上がった場合

税制改正（年金課税の見直し及び高齢者の非課税限度額の廃止）の影響により所得段階が上がるかたは、保険料負担の急激な増加を避けるため、平成18・19年度の2ヶ年にわたり各所得段階の基準額に対して低い割合が適用されます。

◎介護保険の制度改正について

介護保険制度が始まり7年目を迎え、制度が大幅に見直され平成18年度からさらに充実した制度になりました。

1. 介護を「予防」するサービスがスタート…軽度の要介護者に対して、状態の改善に向けた介護予防サービスや要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象とした介護予防サービスが始まります。
2. 住みなれた地域での自立支援…地域包括支援センターを創設し、高齢者の生活を総合的に支援します。また在宅と介護施設の中間的役割を担う地域密着型サービスも創設されます。
3. 介護サービスの質の確保・向上…全ての介護サービスが公正・公平に行われるように、介護サービス事業者の情報の公表や規制、ケアマネジメントの見直しが行われました。

◎4月1日から介護保険被保険者証が新しくなりました

新しい保険証を3月下旬にお手元に届くよう配達記録郵便で郵送しました。今回の保険証から有効期限がなくなりましたのでお手元に届いた保険証は必ず記載内容を確認し、大切に保管してください。

なお、4月1日以降介護サービスをご利用のかたはサービス提供事業者などに新しい保険証を提示してください。

古い保険証は回収しませんので、ハサミで切るなどしてご自身で処分してください。

介護保険の要介護認定申請中のかたは、3月下旬に届かないことがあります。保険証が届いていなかったり、ご不明な点があるときはお問い合わせください。

【問合せ先】 福祉健康課 ☎388-7171

